

---

令和3年 第3回 高千穂町議会定例会会議録(第4日)

令和3年10月19日(火曜日)

---

議事日程(第4号)

令和3年10月19日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第44号 令和2年度高千穂町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第2 議案第46号 令和2年度高千穂町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第3 議案第47号 令和2年度高千穂町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第4 議案第52号 令和2年度高千穂町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第5 議案第53号 高千穂町過疎地域持続的発展計画の策定について
- 日程第6 議案第54号 高千穂町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第55号 高千穂町手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第8 議案第56号 高千穂町旅費条例の一部改正について
- 日程第9 議案第57号 高千穂町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第68号 町道路線の廃止及び認定について
- 日程第11 議案第45号 令和2年度高千穂町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 議案第48号 令和2年度西臼杵地域介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 議案第49号 令和2年度高千穂町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 議案第50号 令和2年度高千穂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 議案第51号 令和2年度高千穂町国民健康保険病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第16 議案第58号 高千穂町自立支援医療適用者に対する見舞金の支給に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第59号 高千穂町養護老人ホームときわ園の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第60号 教育関係の公の施設に関する条例の一部改正について

- 日程第19 議案第61号 高千穂町体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第20 発委第4号 高千穂町議会会議規則の一部改正について
- 日程第21 発委第5号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について
- 日程第22 閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第23 議員派遣について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第44号 令和2年度高千穂町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第2 議案第46号 令和2年度高千穂町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第3 議案第47号 令和2年度高千穂町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第4 議案第52号 令和2年度高千穂町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第5 議案第53号 高千穂町過疎地域持続的発展計画の策定について
- 日程第6 議案第54号 高千穂町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第55号 高千穂町手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第8 議案第56号 高千穂町旅費条例の一部改正について
- 日程第9 議案第57号 高千穂町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第68号 町道路線の廃止及び認定について
- 日程第11 議案第45号 令和2年度高千穂町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 議案第48号 令和2年度西臼杵地域介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 議案第49号 令和2年度高千穂町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 議案第50号 令和2年度高千穂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 議案第51号 令和2年度高千穂町国民健康保険病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第16 議案第58号 高千穂町自立支援医療適用者に対する見舞金の支給に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第59号 高千穂町養護老人ホームときわ園の設置及び管理に関する条例の一部



保健福祉総合センター事務長 …………… 興梠 晶彦  
上下水道課長 …………… 江藤 良一  
教育委員会次長兼教育総務課長 …………… 河内 晴彦  
監査委員 …………… 中尾 清美

---

午前10時00分開議

○事務局長（甲斐 順生事務局長） 皆様、おはようございます。

御起立お願いいたします。一同、礼。

〔起立・礼〕

○事務局長（甲斐 順生事務局長） 御着席ください。

議長の許可を得ていますので、暑い方は上着をお取りください。

○議長（坂本 弘明議員） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

ここで、教育次長より発言の申出がありましたので、発言を許可します。教育次長。

○教育委員会次長（河内 晴彦次長） 議長の許可を得ましたので、発言をさせていただきます。

2点補足説明を行います。

初めに、総括質疑のときの工藤博志議員の興梠功基金についての御質問に対する補足説明です。総括のときに、育英資金の償還免除が認められれば、一般会計などから補填されない限り基金が目減りするのとは避けられないと説明したことです。

総括の後、課内や関係者と協議をいたしました。決算審査特別委員会でも同様の質問がありましたので、そのときには、免除申請で、基金元金が目減りする分については一般会計から補填し、基金はそのまま継続し、元金をそのまま残す方法を考えていると答弁したところであります。

その後、さらに関係者と協議をいたしまして、興梠功基金の貸付けについては、一般会計に繰り出して貸し付ける。償還分については、年度末までに基金を戻すことでどうかということになりました。免除した分は、育英資金分の免除としてのみ取り扱うことによって、興梠功基金の原資は減らないということになります。

現時点では、まだ決定事項ではありませんけれども、この方法で調整していきたいと考えております。

また、寄附者、興梠功氏の関係者につきましては、基金の状況について定期的に報告したいと考えております。

次に、佐藤さつき議員の一般質問時の児童生徒の新型コロナウイルスワクチン接種後の副反応による欠席状況についての補足説明になります。

情報のほうですけれども、中学生のみの情報となります。小学生も副反応で欠席した児童がいたんですけれども、休みの理由が曖昧な児童がありまして、正確な数は把握できていませんが、副反応で欠席した児童は存在しております。

中学校の状況ですけれども、高千穂中学校は、9月29日に1回目の接種を92名が接種しました。翌日副反応による欠席が14名。9月30日の1回目の接種が89人接種、10月1日に欠席した生徒が23人で、うち2日連続休んだ生徒が2名です。この日、18人が早退をしております。上野中学校につきましては、トータルで3人が副反応で欠席しているということだそうです。

以上が補足説明になります。よろしくお願いいたします。

○議長（坂本 弘明議員） よろしいでしょうか。

それでは、会議を進めます。

---

#### 日程第1. 議案第44号

○議長（坂本 弘明議員） 日程第1、議案第44号令和2年度高千穂町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。本案について、一般会計決算審査特別委員長の報告を求めます。委員長、本願和茂議員、登壇願います。

○一般会計決算審査特別委員長（本願 和茂議員） 令和3年度第3回定例会本会議2日目に付託されました議案44号令和2年度高千穂町一般会計歳入歳出決算認定について審査を終了しましたので、高千穂町議会会議規則第41条の規定により、その経過と結果を報告いたします。

審査期間は10月11日から13日の3日間で、14の関係各課の審査を行いました。

令和2年度高千穂町一般会計の概要としては、歳入総額が106億5,325万5,442円で、国庫支出金が新型コロナウイルス関連事業の交付金等で、対前年度204.7%の27億1,117万3,262円の増となっており、61%を占めています。

歳出は104億7,014万845円で、対前年度21.5%の18億5,331万5,739円の増となっており、歳入同様、新型コロナウイルス関連事業等の増加によるものです。

不用額が、対前年度1,157万6,389円増の8,113万4,917円となっています。

形式収支は1億8,311万4,597円の黒字となっていますが、実質単年度収支は2億7,972万4,126円の赤字となっており、平成26年度から赤字が続いています。

審査に当たっては、コロナ関連事業の交付金が大幅に増額となっている中においても、適材適所で最大の効果が上がるように予算が執行されたのか、議会での予算審議の趣旨や附帯意見が反映されていたのかに着目し、真剣かつ慎重に審査を行いました。

13日の審査終了後、総務産業分科会、文教厚生分科会を設置し、各分科会において、さらに

詳細な審査を行い、14日までに各分科会の意見を集約しておくよう申し合せました。

14日の13時30分から委員会を開催し、各分科会で附帯意見を集約し、主査報告を行い、討論なく採決の結果、出席委員全員賛成で認定すべきものと決しました。

なお、附帯意見の内容については以上のようになっています。

総務産業分科会主査報告。

税務課所管に関して。

1、税徴収率アップに努力されていることは評価できる。今後、新型コロナウイルスの影響が出てくる可能性があるため、滞納額が少額のうちから適切な対応に努めること。

2、青色申告の推進に努めること。

農林振興課所管に関して。

1、道の駅がまだせ市場については、ウイズコロナ・アフターコロナに対応した体制の構築を行い集客に努めること。

2、森林環境譲与税については、森林保全や再生林等の事業を行い、林業の普及発展のため有効に活用すること。

財政課所管に関して。

1、ふるさと納税及び企業版ふるさと納税について、先進自治体を十分に研究し、寄附額増に努めること。

総合政策課所管に関して。

1、各計画の策定だけでなく、各計画を推進する役割と権限を持つ体制づくりに取り組むこと。

建設課所管に関して。

1、町民の要望に迅速に対応できるよう、十分な予算の確保と迅速な執行に努めること。

企画観光課所管に関して。

1、移住者増に向け、引き続き空き家の確保に努めるとともに、委託先と担当課で情報共有と連携強化を図ること。

2、ウイズコロナ・アフターコロナの観光振興について、観光協会との連携強化に努めること。

総務課所管に関して。

1、消防団については、国からの通知に従い待遇の向上に取り組むとともに、操法大会の見直しや機能別団員制度の導入など、団員の負担軽減に努めること。

農地整備課所管に関して。

1、土地改良区の統合を推進するとともに、小規模水利組合についても、有利な補助事業の確保や町単独事業に取り組むこと。

会計課所管に関して。

1、振替手数料の改正については、各関係機関と十分に協議すること。

文教厚生分科会主査報告。

教育委員会所管に関して。

1、育英資金貸付けについては、滞納額も減少しており評価できる。滞納者や家族と連絡を密に取り、滞納ゼロを目指すこと。

2、田原中学校閉校後は避難所としての活用もあり、施設の維持管理に努めること。

保健福祉総合センター所管に関して。

1、コロナワクチン接種3回目実施については、国や県の動向に注視し、これまで同様に接種体制を整えること。

福祉保険課所管に関して。

1、課が一丸となって収納率100%を目指しており、その努力は評価できる。引き続き、現状を維持できるよう努力すること。

2、ときわ園の入所が条例改正により一部契約入所となる。社会福祉協議会と連携し、入所率アップに努めること。

3、工事請負費は、委託料に含めず別に項目を設けて計上すること。

町民生活課所管に関して。

1、マイナンバーカードの普及率は徐々に上がっているが、役場職員が主導となって普及率アップに努力するよう一層の啓発に努めること。

2、合併浄化槽の普及により、河川の水質向上が図れることから、普及率アップに努め環境改善を図ること。

3、各種手続などで来庁される町民や、担当課が分からず戸惑っている方への対応は、懇切丁寧に責任を持って対応すること。

以上、21件を附帯意見といたします。

これまでの付帯意見に対する関係各課の対応については、努力されていることと改善されていることがうかがわれますが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症に振り回され、その対策や対応に明け暮れた1年であったことかと思えます。

新型コロナウイルス関連事業に対する交付金は、町民への経済支援をはじめ、これまで予算確保が難しかった事業や備品購入等にも充当できたため、感染症に対する安心安全を確保することができたとともに、本町の発展にも寄与したものと考えています。

本年5月より始まったコロナワクチン集団接種も、数日後には、ようやく一区切りがつき終了し、集団免疫の確保となろうかと思えます。

しかし、今後の先行きは極めて不透明で、推測が難しい状況が待ち構えていると捉え、より一

層の自主財源の確保に努めるとともに、健全かつ堅実に財政運営を進める必要があるかと思  
います。

財政健全化判断比率が良好であっても、決して様々な事業に潤沢な予算が組めるほど余裕はな  
い状況であることを再認識し、最小の経費で最大の効果を上げるとい、これまでの町政運営に  
徹していただきたいと思ひます。

以上、令和2年度一般会計決算審査特別委員会の委員長報告といたします。

○議長（坂本 弘明議員） 以上で、一般会計決算審査特別委員長の報告が終わりました。

ここでお諮りします。ただいまの委員長報告に対する質疑については、議長を除く全議員が委  
員となっておりますので、質疑は省略したいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 異議なしと認めます。

よって、ただいまの委員長報告に対する質疑につきましては、省略することに決定しました。  
これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第44号に対する委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものと決した旨の報告であり  
ました。よって、議案第44号について、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は御起立  
願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。

したがって、議案第44号は、委員長報告のとおり認定されました。

ここでお諮りします。ただいまの認定をもって、令和2年度一般会計決算審査特別委員会は、  
設置目的の審査が全て終わりましたので、本日をもって終了することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 異議なしと認めます。

よって、特別委員会は本日をもって終了することに決定しました。

---

日程第2. 議案第46号

日程第3. 議案第47号

日程第4. 議案第52号

日程第5. 議案第53号

日程第 6. 議案第 5 4 号

日程第 7. 議案第 5 5 号

日程第 8. 議案第 5 6 号

日程第 9. 議案第 5 7 号

日程第 10. 議案第 6 8 号

○議長（坂本 弘明議員） 次に、日程第 2、議案第 4 6 号から日程第 10、議案第 6 8 号までの 9 件を一括議題とします。

初めに、この議案 9 件について、総務産業常任委員長の報告を求めます。委員長、板倉哲男議員、登壇願います。

○総務産業常任委員長（板倉 哲男議員） 第 3 回高千穂町議会定例会、本会議 2 日目に総務産業常任委員会へ付託されました議案 9 件について審査を終了しましたので、高千穂町議会会議規則第 4 1 条の規定により、その経過と結果を報告いたします。

審査は 10 月 7 日、8 日の 2 日間で、主管課長及び担当職員出席の下、審査を行いました。

初めに、議案第 4 6 号令和 2 年度高千穂町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてです。

決算状況は、歳入 9,467 万 2,369 円で、簡易水道使用料、一般会計繰入金が主なものです。歳出は 7,582 万 5,519 円で、水質検査や施設管理などの委託料、ポンプの電気代などの光熱水費、修繕料などの需用費が主なものです。

差引き 1,884 万 6,850 円で、1,585 万 4,828 円を基金積立金とし、299 万 2,022 円を令和 3 年度に繰り越します。

以上の説明を受け、質疑に移りました。

質疑、工事請負費の予算が組まれているが、決算額がゼロとなっているのはなぜか。

答弁、緊急用に計上していたが、修繕料で賄えたためです。

質疑、令和 2 年度は時間外手当が多くなったとのことだが、その要因は。

答弁、年末年始に凍結による管破損があり、漏水調査や布設替えなどで出勤したためです。

質疑、除草管理業務委託料や水槽清掃業務委託料が増加傾向にあるが、今後の見通しは。

答弁、きちんと管理するためには、今後さらに増やす必要があると思います。

質疑、令和 2 年度末で何組合が統合しているのか。

答弁、14 組合が統合しており、12 組合が未統合です。

以上で質疑を終了しました。

委員会の意見として、工事請負費を含めた不用額が 1,832 万 1,481 円と多額となっている。決算見込みがある程度確定した後は、速やかな減額補正ができないか検討するよう要望いた

します。

討論なく、採決の結果、賛成全員で認定すべきものと決しました。

次に、議案第47号令和2年度高千穂町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてです。

決算状況は、歳入1億8,224万9,904円で、一般会計からの繰入金、下水道使用料が主なものです。歳出は1億7,287万1,248円で、長期債償還金や浄化センター維持管理業務などの委託料が主なものです。

差引き937万8,656円が翌年度へ繰越しとなっています。

以上の説明を受け、質疑に移りました。

質疑、浄化センターは常時何名体制か。

答弁、常時2名体制です。

質疑、国の方針で企業会計に移行しなければならないとのことだが、いつまでに移行するのか。

答弁、国の方針では、令和6年度から企業会計でとのことだが、町としては令和5年度から企業会計に移行することを目標にしています。

質疑、下水道を供用開始して何年経過しているのか。

答弁、19年です。

質疑、毎年の管路点検はきちんとできているのか。また、老朽化の現状は。

答弁、計画的に太い管から点検できており、今のところ大きな破損などありません。

以上で質疑を終了しました。

討論なく、採決の結果、賛成全員で認定すべきものと決しました。

次に、議案第52号令和2年度高千穂町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてです。

収益的収入について、水道事業収益は、税抜き額で1億2,894万663円で、水道使用料が主なものです。前年度より706万2,588円の減となっており、新型コロナウイルスの感染症拡大により、高千穂の湯や宿泊業などの利用が減少したことが主な要因です。

水道事業費用は1億2,752万626円で、設備保守や漏水調査、検針業務などの委託料やポンプ電気料、漏水修理のための修繕費などが主なものです。

差引経常利益が176万3,692円ですが、特別損失34万3,655円を計上しており、当年度純利益が142万37円です。

資本的収支の税込み額は、収入ゼロ円に対して、支出3,410万4,604円で、企業債償還金や水道ビジョン経営戦略アセットマネジメント策定業務委託料などが主なものです。

以上の説明を受け、質疑に移りました。

質疑、有収率が減少しているが、原因は漏水か。

答弁、漏水の増加が原因だと思います。令和2年度は49件の漏水修理をしており、令和元年度の30件前後と比較すると増加しています。

質疑、水道ビジョン経営戦略アセットマネジメントとは何か。

答弁、水道事業の現状や課題を分析し、どのように解決していくのかの計画づくりです。

質疑、水道管の老朽化の現状は。

答弁、法定耐用年数の60年を経過した水道管が、令和2年度末で全体の37.88%です。

質疑、管路更新するとなると、どれくらいの費用がかかるのか。

答弁、40年計画で更新するとして、毎年7,900万円ほど必要になると予想されます。

質疑、高千穂町の水道料金はほかの自治体と比べて安いのか、高いのか。

答弁、ほかの自治体の平均と比較すると安い料金です。

以上で質疑を終了しました。

委員会の意見として、令和2年度末決算時、3月31日現在の水道料金未収金総額は455万8,679円で、前年度よりも144万1,666円減少しており、上下水道課職員が未収金の回収に努めた成果が見られます。水道使用料は主たる財源であるため、引き続き努力されることを希望します。

討論なく、採決の結果、賛成全員で認定すべきものと決しました。

次に、議案第53号高千穂町過疎地域持続的発展計画の策定についてです。

これまでの計画は、過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月31日までの時限法であったため、平成28年から令和2年までの5か年の計画でした。しかし、過疎地域は、いまだ厳しい現状であるため、令和3年3月31日に、新法、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が成立されたことに伴い、令和3年度から令和7年までの5か年の計画を策定するものです。

この計画を策定するに当たり、各担当課ごとに計画したものを総合政策課が取りまとめ、県との協議、住民へのパブリックコメントを行いました。

以上の説明を受け、質疑に移りました。

質疑、この計画をつくれれば交付金などがもらえるのか。

答弁、この計画にない事業は、過疎債で扱ってもらえなくなります。

質疑、この計画を推進していくのはどこの担当になるのか。

答弁、総合政策課は取りまとめをただけで、計画の推進は各課になります。

質疑、総合政策課が予算要求も含めて推進するための権限を持ち、かつ定期的な効果検証をするべきでは。

答弁、今年度設置された新しい課ですが、町全体をリードしていく課にしていきたいと思えます。

以上で質疑を終了しました。

委員会の意見として、計画を策定するだけでなく、各計画を推進し、全体の進捗状況を定期的に調査する部署が必要であり、その部署として総合政策課が適任である。今後、各課の予算審査の際には、総合政策課の意見を聞くなど、総合政策課が計画を推進するための役割と権限を持つ体制づくりを要望します。

討論なく、採決の結果、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第54号高千穂町過疎地域持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてです。

制度の概要は、新たに制定された過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法と本件の条例に基づき、議案第53号の高千穂町過疎地域持続的発展計画において、振興すべき業種として定めた製造業、情報サービス業等、農林水産物販売業、旅館業のために用いる設備の取得等をした者に、新たにかかる固定資産税を3年間免除するものです。

該当するための要件として、青色申告を行う法人または個人が取得した設備であることや、取得の合計額が500万円以上であることなどがあります。

取得価格の要件については、製造業または旅館業の場合、資本金の額等が5,000万円を超え、1億円以下の法人の場合は1,000万円以上、資本金の額等が1億円を超える法人の場合は2,000万円以上となります。

また、この制度により減収となった額の75%について、普通交付税で補填されます。

以上の説明を受け、質疑に移りました。

質疑、事業者が申請して初めて適応されるのか。

答弁、申請することで適応されます。

質疑、この制度の周知の方法は。

答弁、町のホームページで周知する予定です。その他、広報誌での周知も検討しています。

以上で質疑を終了しました。

委員会の意見として、商工会とも連携して、周知徹底することを要望します。

討論なく、採決の結果、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第55号高千穂町手数料徴収条例の一部改正についてです。

今回の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されたことに伴い、地方公共団体システム機構は、申請者から個人番号カードの発行手数料を徴収することができるようになりました。また、徴収事務を市区町村に委託できるようになり、町としては、再発行手数料を徴収することができなくなりました。このことにより、高千穂町手数料徴収条例から、個人番号カードの再交付についての事項を削るものです。

以上の説明を受け、質疑に移りました。

質疑、役場で再交付した人は、役場でお金を払わなくなるのか。

答弁、お金を支払いますが、そのお金は高千穂町の会計の中には入らなくなります。

質疑、マイナンバー関連の手数料は再交付以外にもあるのか。

答弁、ありません。

以上で質疑を終了しました。

討論なく、採決の結果、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第56号高千穂町旅費条例の一部改正について及び議案第57号高千穂町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてです。

この2つの条例は同じ内容の改正であるため、一括して審査をしました。

今回の改正は、高千穂日之影道路の深角インターから平底間が開通したことで、本町役場から宮崎県庁までの距離が日当を支給する要件である130キロを切ったものの、宮崎市までの出張には往復4時間を要することなど、心身の疲労を考慮すると、日当を支給しないことは適当ではないため、日当を支給する要件を、県内は地域で区切り、県外については110キロに短縮し、それに付随し、その他の実態にそぐわない点を改正するものです。

以上の説明を受け、質疑に移りました。

質疑、現在の要件を定めたのはいつか。

答弁、平成27年頃だったと思います。

質疑、改正することで、支出はどの程度変わるのか。

答弁、令和元年度の決算を基に、今回の改正後の条件で旅費を算出した結果、41万7,500円少なくなります。

以上で質疑を終了しました。

討論なく、採決の結果、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第68号町道路線の廃止及び認定についてです。

上野の町道陣内平線は、これまで行き詰まりの路線でしたが、地元による用地の確保及び拡幅整備が完了し、車両の通行が可能な道路となりました。また、町道上西線から原野・枳原線に接続されたため、集落道として機能・利便性向上が図れる路線となりました。それに伴い、終点の位置が変更となり、延長が267.8メートルで、現在より117.8メートル長くなります。それに伴い現在の認定区間を廃止し、新たに認定するものです。

質疑、なぜ廃止するのか。

答弁、いったん現在の行き詰まりの陣内平線を廃止し、通り抜けができるようになった道路を新たに陣内平線として認定する必要があるためです。

以上で質疑を終了しました。

討論なく、採決の結果、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務産業常任委員会に付託されました議案9件の審査報告といたします。

○議長（坂本 弘明議員） 以上で、総務産業常任委員長の報告が終わりました。

これから、ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 質疑なしと認めます。

次に、議案第46号から議案第68号までの討論、採決を行います。

初めに、議案第46号令和2年度高千穂町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第46号に対する委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものと決した旨の報告でありました。

よって、議案第46号について、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。

したがって、議案第46号は、委員長報告のとおり認定されました。

続いて、議案第47号令和2年度高千穂町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第47号に対する委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものと決した旨の報告でありました。

よって、議案第47号について、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。

したがって、議案第47号は、委員長報告のとおり認定されました。

続いて、議案第52号令和2年度高千穂町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第52号に対する委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものと決した旨の報告でありました。

よって、議案第52号について、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。

したがって、議案第52号は、委員長報告のとおり認定されました。

続いて、議案第53号高千穂町過疎地域持続的発展計画の策定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第53号に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告でありました。

よって、議案第53号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。

したがって、議案第53号は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第54号高千穂町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の制定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第54号に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告でありました。

よって、議案第54号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。

したがって、議案第54号は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第55号高千穂町手数料徴収条例の一部改正についての討論を行います。討論は

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第55号に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告でありました。

よって、議案第55号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。

したがって、議案第55号は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第56号高千穂町旅費条例の一部改正についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第56号に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告でありました。

よって、議案第56号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。

したがって、議案第56号は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第57号高千穂町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第57号に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告でありました。

よって、議案第57号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。

したがって、議案第57号は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第68号町道路線の廃止及び認定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第68号に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告でありました。

よって、議案第68号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。

したがって、議案第68号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第11. 議案第45号

日程第12. 議案第48号

日程第13. 議案第49号

日程第14. 議案第50号

日程第15. 議案第51号

日程第16. 議案第58号

日程第17. 議案第59号

日程第18. 議案第60号

日程第19. 議案第61号

○議長（坂本 弘明議員） 次に、日程第11、議案第45号から日程第19、議案第61号までの9件を一括議題とします。

初めに、この議案9件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。委員長、磯貝助夫議員、登壇願います。

○文教厚生常任委員長（磯貝 助夫議員） 第3回高千穂町議会定例会において、文教厚生常任委員会に付託された福祉保険課所管4件、保健センター2件、町立病院1件、教育委員会2件の計9件の議案について審査を終了しましたので、高千穂町議会会議規則第41条の規定により下記のとおり報告いたします。

福祉保険課所管。

議案第45号令和2年度高千穂町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

歳入収納率は98.59%、歳出執行率は96.72%であり、不納欠損額が380万

2,914円で15名分となっている。

内訳は、生活保護を理由に徴収の執行を停止し、地方税法15条7の規定に伴い、その停止後3年が経過した案件が5名、地方税法18条の規定に伴い消滅時効5年が経過した案件が10名である。

令和2年度国保事業の被保険者数は3,331人、世帯数は1,991世帯であり、年々減少している状況であると説明を受けた。

なお、説明に際しては、円グラフで表した資料により懇切丁寧な説明を受け、歳入歳出の分布や流れを理解することができました。

質疑、年間、減少世帯数は。

答弁、平成30年度が44世帯、令和元年度が43世帯減少した。

討論なく、採決の結果、全員賛成で認定すべきものと決しました。

議案第50号令和2年度高千穂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

保険料は、歳入徴収率は特別徴収及び普通徴収とも100%であり、未納額はゼロ円である。また、過年度滞納繰越分は1名分であり、半分ほど減ってきている。

令和3年4月現在の被保険者数は2,673人であり、昨年から71人が減少していると説明を受けました。

質疑、徴収率が100%であるのはなぜか。

答弁、担当者の努力によるものです。

委員会から、本議案については、昨年未納額がゼロ円であり、担当課及び担当係の努力の表れであり、今後も現状維持に努めるよう要望しました。

討論なく、採決の結果、全員賛成で認定すべきものと決しました。

議案第58号高千穂町自立支援医療適用者に対する見舞金の支給に関する条例の一部改正について。

改正の目的は、人工透析で通院している方で、家族等の通院支援が得られず、ふれあいバスの乗り降りが困難な方を支援するため、自宅と町立病院の間を、タクシー利用助成券を交付し、タクシー業者に介助の協力を頂き、身体的負担軽減等を図ることが目的であると説明を受けました。

また、改正前は、対象者、指定自立支援医療機関への通院または入院する者。見舞金、5か月以内、月6,000円、5か月を超え、月8,000円。

改正後は、対象者、指定自立支援医療機関への6か月を超える通院または入院する者。見舞金、6か月超え12か月以内、月6,000円。12か月超え、月8,000円。プラス、要件を満たした方には、タクシー助成券を交付するとの説明を受けました。

質疑、透析者だけではなく、他の病気で不便さを感じている方もいるのでは。

答弁、御意見を頂き、検討していきたい。

質疑、対象者への交付要領は。

答弁、郵送により、4か月分を交付する予定である。

討論なく、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

議案第59号高千穂町養護老人ホームときわ園の施設及び管理に関する条例の一部改正について。

改正の目的は、居宅において養護を受けることが困難な方及び一時的に困難となった方、または有料老人ホーム等で養護を受けることが困難な方で、措置入所に限らず契約入所により入所させ、自立した日常生活を送れるよう援助する目的であり、入所希望者とときわ園との間で交わされる契約入所利用契約で入所が可能になる。

今回の改正により、契約入所に関する業務及び契約入所に関する業務にあつては、高千穂町養護老人ホームときわ園契約入所利用契約書により定められた額を追加するとの説明を受けました。

質疑、契約入所と措置入所では利用額が違うのか。

答弁、民間の有料老人ホームと同じ考え方で、利用者にとっては契約入所のほうが高くなる。

質疑、町外の方も入所できるのか。

答弁、できる。ちなみに、現在も県外からの入所が5名いる。

討論なく、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

保健センター所管。

議案第48号令和2年度西臼杵地域介護認定審査特別会計歳入歳出決算認定について。

歳入1,261万6,955円、歳出1,201万5,266円であり、差引額60万1,689円を翌年度に繰り越すものであります。

本審査会は西臼杵3町で組織し、10名の審査員を2つに分け、毎週木曜日に約30件の審査を行い、令和2年度の審査数は高千穂町529件、五ヶ瀬町185件、日之影町202件、計915件の審査を行ったとの説明を受けました。

質疑、認定に至るまでの手順や判定の基準はどうしているのか。

答弁、民生委員や病院の先生からの勧めで、個人で相談に来られる方や、包括支援センターに相談に来られる方がおり、希望されるサービスと利用希望者の状態を踏まえ認定を審査している。

討論なく、採決の結果、全員賛成で認定すべきものと決しました。

議案第49号令和2年度高千穂町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

歳入14億8,871万2,568円、歳出14億6,011万6,502円、差引額2,859万6,066円を翌年度に繰り越すものです。

現在の高齢者人口は5,037名であり、昨年度より16名増え、高齢化率も42.1%から

43.0%になっており、介護認定数は横ばい状態であると説明を受けました。

質疑、今後の介護施設運用について、利用者が減少した場合、町外の利用を検討すべきではないか。

答弁、利用者が減少すればできると思うが、待機人員が約200名ほどおり、ここ三、四年は難しいと思われる。

質疑、現在7か所で認知症カフェをやっているが、予算を増やして高齢者が元気で活躍できる場をもっと増やせないか。

答弁、7か所以外に、手続や報告がおっくうで補助金を使わずに開催している地域が数か所あり、補助金を利用していただくよう広く広報していきたい。

委員会から、補助金活用の手続の簡素化や利用しやすい環境づくりに努力するよう要望しました。

討論なく、採決の結果、全員賛成で認定すべきものと決しました。

町立病院所管。

議案第51号令和2年度高千穂町国民健康保険病院事業会計剰余金の処分及び決算認定について。

令和2年度の入院患者数は3万3,560人、外来患者数は9万1,001人であり、コロナの影響により減少している。

当年度純利益はマイナス5,341万6,215円であるとのほか細部の説明を受けました。

質疑、外来患者数が7,000人ほど減っている。説明ではコロナの影響ということであるが、その理由は。

答弁、軽い症状の方が以前は受診していたが、コロナ禍では受診控えが見られる。

質疑、医業費用の給与費が増加し、パーセンテージも上がっているが、医者が増えたのか。

答弁、増えている。令和2年度は12名であり、令和元年度は9名である。

質疑、医師不足と聞くが、実態はどうか。

答弁、十分とは言えない。特に外科医は1名であり、院長が兼務していることもあり、体制的に厳しい。

討論なく、採決の結果、全員賛成で認定すべきものと決しました。

教育委員会所管。

議案第60号教育関係の公の施設に関する条例の一部改正について。

議案第61号高千穂町体育館及び管理に関する条例の一部改正について。

関連性があるため、一括して審査し、質疑しました。

議案第60号は、令和2年度に閉校した田原中学校の体育館を公の施設から外すもので、第

61号は、町の体育館として新たに加えるものです。

説明を受け、質疑に入りました。

質疑、田原小学校の中学校跡地への移動はないのか。

答弁、建物の造りが中学生の体格に合わせているので、窓の高さや段差など小学生に合わないことから、移動しないこととした。

委員会から、頻繁に利用する住民、町民に、本条例の訂正を周知するよう要望しました。

討論なく、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上、文教厚生常任委員会の審査報告とします。

○議長（坂本 弘明議員） 以上で、文教厚生常任委員長報告が終わりました。

これから、ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 質疑なしと認めます。

続いて、議案第45号から議案第61号までの討論、採決を行います。

初めに、議案第45号令和2年度高千穂町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第45号に対する委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものと決した旨の報告でありました。

よって、議案第45号について、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。

したがって、議案第45号は、委員長報告のとおり認定されました。

続いて、議案第48号令和2年度西臼杵地域介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第48号に対する委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものと決した旨の報告でありました。

よって、議案第48号について、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。

したがって、議案第48号は、委員長報告のとおり認定されました。

続いて、議案第49号令和2年度高千穂町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第49号に対する委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものと決した旨の報告でありました。

よって、議案第49号について、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。

したがって、議案第49号は、委員長報告のとおり認定されました。

続いて、議案第50号令和2年度高千穂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第50号に対する委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものと決した旨の報告でありました。

よって、議案第50号について、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。

したがって、議案第50号は、委員長報告のとおり認定されました。

続いて、議案第51号令和2年度高千穂町国民健康保険病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第51号に対する委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものと決した旨の報告でありました。

よって、議案第51号について、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。

す。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。

したがって、議案第51号は、委員長報告のとおり認定されました。

続いて、議案第58号高千穂町自立支援医療適用者に対する見舞金の支給に関する条例の一部改正についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第58号に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告でありました。

よって、議案第58号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。

したがって、議案第58号は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第59号高千穂町養護老人ホームときわ園の設置及び管理に関する条例の一部改正についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第59号に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告でありました。

よって、議案第59号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。

したがって、議案第59号は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第60号教育関係の公の施設に関する条例の一部改正についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第60号に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告でありました。

よって、議案第60号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。

したがって、議案第60号は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第61号高千穂町体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正についての討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第61号に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告でありました。

よって、議案第61号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。

したがって、議案第61号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第20……。ここで、11時15分まで休憩いたします。

午前11時05分休憩

.....

午前11時14分再開

○議長（坂本 弘明議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### 日程第20. 発委第4号

○議長（坂本 弘明議員） 次に、日程第20、発委第4号高千穂町議会会議規則の一部改正についてを議題とします。

なお、この発委は、お手元に配付のとおり、議会運営委員長から提出されたものです。

初めに、事務局長に提出の趣旨説明を述べさせます。

○事務局長（甲斐 順生事務局長） 今回の改正は、都道府県会長会におきまして、標準町村議会会議規則の一部が改正されましたので、高千穂町議会会議規則の一部を改正するものです。

今回の改正は、議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など、議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため、議会への欠席事由を整備するとともに、出産については母性保護の観点から、産前産後の

欠席期間を規定するものです。また、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続について、請願者に一律に求めている押印の義務づけを見直し、署名または記名、押印に改めるものです。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 以上で趣旨説明が終わりました。

お諮りします。

発委第4号は、質疑、討論を省略して採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 異議なしと認めます。

よって、発委第4号については、質疑、討論を省略して採決することに決定しました。

これより、発委第4号の採決を行います。

発委第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。

したがって、発委第4号は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第21. 発委第5号

○議長（坂本 弘明議員） 次に、日程第21、発委第5号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書についてを議題とします。

なお、この発委は、お手元に配付のとおり、議会運営委員長から提出されたものです。

初めに、事務局長に意見書を朗読させます。

○事務局長（甲斐 順生事務局長） コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書。

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的、社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。この中で地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策は基より、地方創生、雇用対策、防災減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには、地方税財源の充実が不可欠である。

よって、国においては令和4年度地方財政対策及び地方税税制改正に向け、下記事項を確実に実施されるよう強く要望する。

1、令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、経済財政運営と改革の基本方針

2021において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に、同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い、社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、ほかの地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。

2、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

3、令和3年度税制改正により講じられた土地にかかる固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。

4、令和3年度税制改正により講じられた自動車税、軽自動車税への環境性能割の臨時的軽減の延長について、さらなる延長は断じて行わないこと。

5、炭素にかかる税を創設または拡充する場合には、その一部を地方税または地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年10月19日、高千穂町議会、議長、坂本弘明。

○議長（坂本 弘明議員） ここで、お諮りします。

発委第5号については、会議規則第39条第2項の規定により、提出者の趣旨説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 異議なしと認めます。

よって、発委第5号については、提出者の趣旨説明を省略することに決定しました。

これから、発委第5号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 質疑なしと認めます。

これから、発委第5号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

発委第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。

したがって、発委第5号は、原案のとおり可決されました。

なお、意見書の送付先につきましては、議長に一任させていただきます。

---

### 日程第22. 閉会中の継続調査の申出について

○議長（坂本 弘明議員） 次に、日程第22、閉会中の継続調査の申出についてを議題とします。

議会運営委員会、公立病院の広域医療等に関する特別委員会、九州中央自動車道整備促進対策特別委員会、各委員長より、会議規則第75条の規定に基づき、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査申出書が議長に提出されています。

ここでお諮りします。委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 異議なしと認めます。したがって、委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

### 日程第23. 議員派遣について

○議長（坂本 弘明議員） 次に、日程第23、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。会議規則第129条第1項の規定に基づき、お手元に配付したとおり議員を派遣することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 異議なしと認めます。したがって、議員を派遣することに決定しました。

ここで、町長から挨拶があります。

○町長（甲斐 宗之町長） 令和3年第3回高千穂町議会定例会の閉会に当たりまして、一言お礼の御挨拶を申し上げます。

改選後の臨時議会から間を置かず、10月4日に開会を頂きました本定例会におきましては、令和2年度の各会計決算の認定9件、また各会計補正予算6件、条例案件9件など、合計29件の重要案件につき、16日間にわたりまして御審議を頂き、いずれの議案も原案どおりに御承認を頂き、ありがとうございました。

多様な案件につき、新たな委員会構成の中で、慎重かつ熱心に御審議を頂き、特に令和2年度一般会計決算につきましては、決算審査特別委員会を設置の上で、詳細に審査を頂いたところでありまして、様々に御意見、御提言を賜りました。心より厚く御礼を申し上げます。

また、総括質疑、一般質問におきましても、今直面する課題に対する御助言や御提言を頂き、

今後につながる実りある議論ができたものと感謝を申し上げるところであります。

会期中に賜りました町政全般にわたります御意見、御提言につきましては、今後の事業執行、また新年度予算編成等に生かしてまいりたいと存じます。

さて、国政におきましては、本議会開会初日の10月4日に岸田新内閣が発足いたしました。衆議院は14日に解散をし、総選挙は本日10月19日公示、31日に投開票の運びとなりました。我々自治体としましては、選挙後できるだけ速やかに、新たな新型コロナ対策、また大胆な経済対策が打ち出されることを期待し、国の財源により多様な経済活性化策が講じられることや、国産ワクチンや経口薬の開発、また使用開始により、コロナストレスのない日常が一日も早く取り戻されることを願うところでございます。

県内では、昨日まで新規感染者ゼロが3日間続き、本日も速報値では1件と、第5波は落ち着きを見せております。

全国的にも、連日、減少傾向であり、明るい兆しとなっております。

しかし、第6波を懸念する声もあり、変異株の出現により、年末年始にかけ、新たな大きな波が来ることも予想されております。

21日をもちまして、本町の新型コロナワクチンの集団接種もいったん終了することになりますが、3回目の接種、国の動向によっては、新たに5歳以上の接種も始まる可能性もありますことから、国の指針に従いまして、しっかりと対応し、引き続き感染予防対策の徹底に取り組んでまいります。

結びになりますけれども、議員各位におかれましては、これからますます寒暖の差が激しい季節となりますので、体調管理には十分に御留意の上、御自愛を頂きながら本町発展のため、御尽力また御協力、御助言を賜りますようお願いを申し上げます、お礼の御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（坂本 弘明議員） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

10月4日から本日までの16日間、議員各位におかれましては、熱心に御審議賜り、また、不慣れな議事運営に対しまして、御助言、御協力を頂き、厚くお礼を申し上げます。

今期定例会におきましては、令和2年度の各会計の決算認定議案や令和3年度補正予算など提案された全議案が可決され、今後の行政運営に対する要望も提言されたところであります。

執行部におかれましては、これを十分に酌み取っていただき、今後の行政運営に反映いただくよう望むものであります。

まだまだこれからも、コロナ感染対策や対応に追われ、大変な日々が続くだろうと思われませんが、健康に留意され、仕事に取り組んでいただきたいと思っております。

議員各位並びに執行部各位ともに、経済の立て直しに注力され、さらなる町政発展に一層の御

尽力をお願い申し上げまして、閉会の挨拶といたします。

---

○議長（坂本 弘明議員） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

これで、令和3年第3回高千穂町議会定例会を閉会します。

○事務局長（甲斐 順生事務局長） 御起立お願いいたします。一同、礼。

〔起立・礼〕

午前11時29分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員